

指定都市市長会 第1回

社会保障・文化・教育部会

部会の進め方及び検討テーマについて

平成28年5月31日

社会保障・文化・教育部会の所管事項

○ 厚生労働省及び文部科学省の所管に属する事項

（地方分権改革（特に提案募集）については、各省庁が個別に所管する事業・事項への対応が必要となる場合には、当該事業・事項を所管する省庁担当部会が所管となる。）

【参考：その他の部会の所管事項】





◆ 総務・財政部会

総務省、財務省及び内閣府の所管に属する事項、並びに他の部会の所管に属しない事項

◆ まちづくり・産業・環境部会

経済産業省、国土交通省、農林水産省及び環境省の所管に属する事項

部会の進め方について（案）

平成28年度			平成29年度		
第1回(5月)	第2回(7月)	第3回(11月)	第4回(春)	第5回(夏)	第6回(秋)
 ・ 28年度テーマの設定	 ・ 28年度 テーマ テーマに応じて、協議・検討回数を設定		 ・ 29年度テーマの設定	 ・ 29年度 テーマ テーマに応じて、協議・検討回数を設定	

※ 報告事項については、国政の動向等に応じて、適宜行う。

※ 必要に応じて、適宜、国への提言や要請活動を実施する。

検討テーマ（案）

① 医療保険制度などの在り方について（厚生労働省所管）

- 平成30年度からの国保の都道府県単位化に向けて、各都道府県内で協議を行っているが、少子高齢化等が進む中、将来にわたり住民が安心して医療を受けられるためには、医療保険を中心に様々な課題が存在。
- このため、以下の項目等について検討を行い、必要に応じて国への提言を実施。

国民健康保険

- 今後の医療費の増を踏まえた国保財政の赤字解消 ➡ 財政支援の一層の拡充
- 子育て世帯の負担軽減 ➡ 子どもに係る均等割保険料を公費により軽減する制度の創設
- 健康づくり、医療費適正化 ➡ 特定健診、がん検診、事業主健診等のデータを被保険者毎に保険者に集約する仕組みの構築
- 保険料の収納率向上 ➡ 口座振替による支払いの原則化 など

子ども等の医療費助成等

- 全国の自治体で対象者、一部負担金等に差異 ➡ ・ナショナルミニマムとして、統一的な国制度の創設
・国保の国庫負担金等の減額措置の廃止
- 負担能力に応じた負担、財源の確保 ➡ 高齢者の高額療養費外来特例や後期高齢者の保険料軽減特例の見直し など

※ 医療費助成に伴う国保の国庫負担金等の減額措置の見直し議論を見据え、平成28年11月に国への提言をとりまとめた。

かかりつけ医の普及

- 地域包括ケアの推進にあわせて、かかりつけ医を普及
➡ ・地域の65歳以上の高齢者全てが予め「かかりつけ医」（自治体の指定）を登録すること
・患者が「かかりつけ医」を受診することを促す仕組み、医師が多くの患者の「かかりつけ医」となることを促す制度の創設
・「かかりつけ医」の役割として、特定健診・がん検診の受診勧奨、健診データの保険者への提供等を位置付け など

検討テーマ（案）

② 地域包括ケアシステムの構築に向けた人材確保について（厚生労働省所管）

- 地域包括ケアシステムの構築に関して、昨年度までの2年間は、社会保障部会で「在宅医療・介護の連携推進」をテーマとして取り上げ、指定都市間で取組内容を共有するとともに、課題の抽出等を実施。
- 都市部における地域包括ケアシステムの構築に当たっては、包括的な支援体制を担う人材の確保に関して、以下のような課題も顕在化。
- 国が目標としている2025年まであと9年という限られた期間の中で、必要な人材確保に向けた実践的な取組を加速させていくため、部会参加市の取組内容を共有するとともに、国の動向や社会情勢等を踏まえた議論を実施。

自助・共助を充実するための地域の担い手

■ 都市部における地域のつながりは薄く、自治組織への加入率も低い中で、自助（住民の自主的な健康づくり・介護予防）・共助（地域での見守り・支え合い）を充実するための地域の担い手の育成・確保が困難

- ➡ ・地域活動等に若年層や壮年層の参画を促進するための方策
- ・協同労働の仕組みを活用し、高齢者の社会的起業を促す方策 など

介護職人材の質・量の確保

■ 専門的な介護サービスが必要になった高齢者に良質なサービスを安定的に提供していくため、介護職人材の質・量の確保が不可欠であるが、都市部において急速な需要増が見込まれる中で供給不足となる懸念

- ➡ ・介護職人材の社会的評価や認知度の向上につながる方策
- ・地元企業や地域団体による後押しを引き出す方策 など

検討テーマ（案）

③ 幼児教育の推進について（文部科学省・厚生労働省所管）

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校への円滑な接続のためにも、保育の受け皿の量の確保を図りつつ、幼稚園、保育所、認定こども園等に関わらず、質の高い幼児教育が提供されることが極めて重要。
- このため、以下のような幼児教育の更なる質の向上を図る具体的な支援施策等について検討を行い、必要に応じて国への提言を実施。

幼児教育の質の向上

■ 保育の受け皿の量の確保と同時に、幼児教育の質の向上が重要であるが、その仕組みづくりは十分とは言えない状況

- ➡ ・公立・私立を問わず、幼稚園、保育所、認定こども園等が連携・協働した取組
- ・国の「幼児教育の推進体制構築事業」の取組状況を検証し、新たなモデルの構築 など

【幼児教育の推進体制構築事業(文部科学省)】

- ・地方公共団体の幼児教育推進体制を構築するため、調査・研究を行い、その成果を全国に普及
- ・「幼児教育アドバイザー」の育成・配置、幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置など
- ・平成28年度から3年間

検討テーマ（案）

④ 意欲のある全ての者への学習機会の確保について（文部科学省・厚生労働省所管）

- 雇用・就労環境の変化や格差の拡大に伴い、子どもの相対的貧困率は2012年に16.3%と上昇傾向にあり、特に、ひとり親家庭(大人が1人の世帯)では54.6%と非常に高い水準。
- こうした中において、家庭の経済的状況等にかかわらず、誰もが希望する質の高い教育を受けられる社会を実現することが重要であるため、以下の項目等について検討を行い、必要に応じて国への提言を実施。
- また、少子化の進行に伴う児童数・生徒数の減少を見据えた上で、公立・私立を問わず、多様な学習機会の提供の在り方等についても検討が必要。

基礎学力の定着

- 基礎学力の定着が子どもの可能性や選択の幅を拡大 ➡ 教員の多忙化解消による教育の質の向上 など

子どもの貧困対策

- 貧困の連鎖を防ぐための支援策 ➡ 学習支援・子どもの居場所づくりの充実 など

⑤ グローバル人材の育成について（文部科学省所管）

- 情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人・物・情報の国際的な移動が活性化し、どこに住んでいても国際社会の影響を無視できない状況。
- このような中、国際的な視野をもったグローバル人材の必要性が高まり、その育成が求められているが、地域で育成すべきグローバル人材とはどのようなものか、また、地域で育成することのねらいや、国と地方の役割分担の在り方等について議論を実施。